

# 第17回定時株主総会招集ご通知



## 新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止のため、本株主総会につきましては、**極力、書面により事前の議決権行使を頂き、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控え頂くよう強くお願い申し上げます。**

また、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ①当社の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ②ご来場なさらずに議決権を行使して頂く方法として、同封の議決権行使書面のご利用を強くお願い申し上げます。
- ③ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、来場を見合わせて頂くよう強くお願い申し上げます。
- ④議場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ⑤議場受付にアルコール消毒液を設置致します。ご入場の際には消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ⑥議場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただきます場合がございます。
- ⑦今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記のウェブサイトに於いてお知らせ致します。  
<https://enigma.co.jp/ir/>

## DATE

2021年4月28日（水曜日） 午前10時

## VENUE

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ミッドタウンタワー4階  
東京ミッドタウン・カンファレンス  
Room 1 & 2 & 3

## CONTENTS

株主の皆様へ	1
第17回定時株主総会招集ご通知	4
事業報告	5
計算書類	29
監査報告	39
株主総会参考書類	43
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
（ご参考）	46

株式会社エニグモ

証券コード：3665

## 株主の皆様へ

# 「さらに高い成長を目指して」

第17期（2021年1月期）は、コロナ禍という大変な環境の中、機動的に難局を乗り越え、売上70億円突破、営業利益30億円突破、と力強い成長を成し遂げました。

2020年3月から世界各国で、緊急事態宣言やロックダウン、渡航制限が始まり、これに伴い、国際物流の遅延や停止が発生し、BUYMAは大きなダメージを受けました。

その結果、第1四半期は上場以来初の減収決算となりました。

しかし、世界164カ国17万人のBUYMAのパーソナルショッパー（出品者）と連携し、国際物流から民間物流への切り替えを推進、また、物流が止まっていないエリアから協力を得て出品を強化することで、商品を購入したのに届かないという致命的な問題を乗り越えました。

さらに、外出自粛の中で変化する売れ筋にも敏感に対応し、パーソナルショッパーにインテリアやホームグッズ、部屋着などの出品を増やしてもらうことで、外出着の需要減を乗り越えました。

コロナ禍は、BUYMAにとって、大きな危機でしたが、物流サービスの進化とともに、世界中のパーソナルショッパーと連携している多様性の強みを発揮する機会となりました。

その後、コロナ禍のマイナスの影響を乗り越え、EC化の追い風を享受し、総取扱高を順調に拡大しました。

内部施策としては、“Specialty” Marketplace戦略に則り、個人だけでなく世界中のショップとの連携を深め、商品のラインナップの充実を進めました。

また、データサイエンスとマーケティングオートメーションを駆使し、充実したラインナップを適切なお客様に適切なタイミングでお届けする技術革新も進めております。

ファッションのSpecialtyを追求するBUYMAですが、当期は、インテリア・雑貨を扱う“ライフスタイル”カテゴリも前期比141.5%と大きく伸びました。新たなSpecialtyとして成長余地が大きいです。

また、“世界で通用するサービスを作る”という創業からの志を成し遂げるために、2013年から試行錯誤を繰り返してきたGLOBAL BUYMAが、大きく化した1年でもありました。

当初、韓国、香港などアジア圏をターゲットとして参りましたが、ターゲットエリアを北米にシフト。

北米に適した運営体制の変更、リブランディング、品揃えのチューニングを行い、結果、昨年度下期の平均購入単価は86,079円と、日本のBUYMAの3.6倍となっており、ラグジュアリーブランドを買えるサイトとして、北米での認知が広がってきています。

総取扱高も第4四半期と比較すると316%と急拡大しています。

以上の結果、総取扱高628億円（前期比118.1%）、売上70.7億円（前期比116.1%）、営業利益30.3億円（前期比112.7%）と力強い成長を成し遂げることができました。

5カ年中期目標に対して、5年後の営業利益50億円に対して初年度30億円、累計営業キャッシュ・フロー150億円に対して初年度30億円、期間平均ROE25%に対して初年度25%と順調な滑り出しとなっています。

引き続き、成長投資を優先するスタンスですが、GLOBAL BUYMAなど育成事業への投資や、外部への出資などをこなし、なお、営業利益率42.9%、ROE25%と高い収益性を維持しております。

当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、株主の皆様への感謝の気持ちとして、一株10円の普通配当を実施致します。

第18期のエニグモは、中期目標を達成すべく、規律のある投資を行いながら、より成長を追求する1年に致します。

BUYMAでは引き続き、“Specialty” Marketplace戦略に則り、品揃えを強化します。

また技術革新により、買物体験に磨きをかけ、お客様のライフタイムバリューの向上に努めて参ります。

さらに、特に当期で大きく伸びたライフスタイルとGLOBAL BUYMAに成長投資を行い、中期目標を確実に達成するための第2、第3の柱に育成していきます。

株主の皆様には、エニグモを長期的な視点で温かく見守っていただければ幸いです。

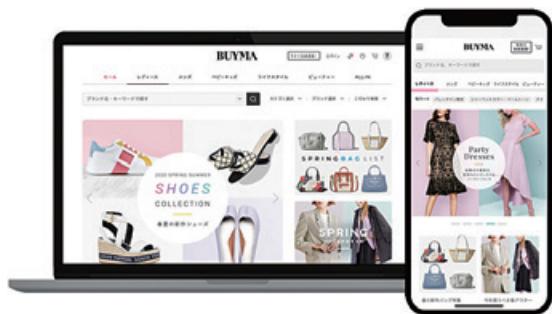
今後ともご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役 須田将啓

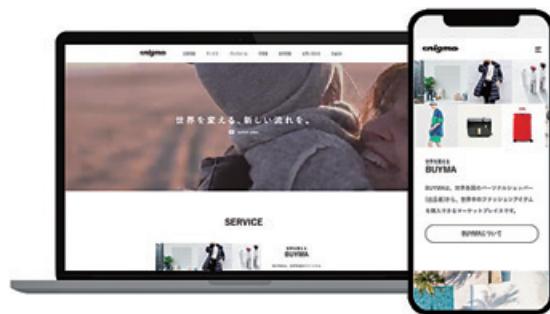
## 会社概要 (2021年1月31日現在)

社名	株式会社エニグモ (英文社名: Enigma Inc.)	
事業内容	ソーシャル・ショッピング・サイト「BUYMA (バイマ)」の運営	
所在地	東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階	
設立年月日	2004年2月10日	
役員構成	代表取締役 最高経営責任者 取締役 最高執行責任者 取締役 社外取締役 監査役	須田将啓 安藤英男 金田洋一 小田島伸至 / 谷村格 雨宮哲二 / 西本強 / 江戸川泰路
資本金	3億8,190万円	
従業員数	113名	
決算期	1月末日	

### BUYMAトップページ



### 当社トップページ



## 株主各位

証券コード：3665

2021年4月12日

東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF 青山一丁目ビル6階

株式会社エニグモ

代表取締役 最高経営責任者 須田将啓

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させて頂いた上で、開催させて頂くことと致しました。

株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前の議決権行使を頂き、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控え頂くよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2021年4月27日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

日時	2021年4月28日（水曜日） 午前10時
場所	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウンタワー4階 東京ミッドタウン・カンファレンス Room 1 & 2 & 3 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
目的事項	報告事項 第17期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

\*当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://enigmo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

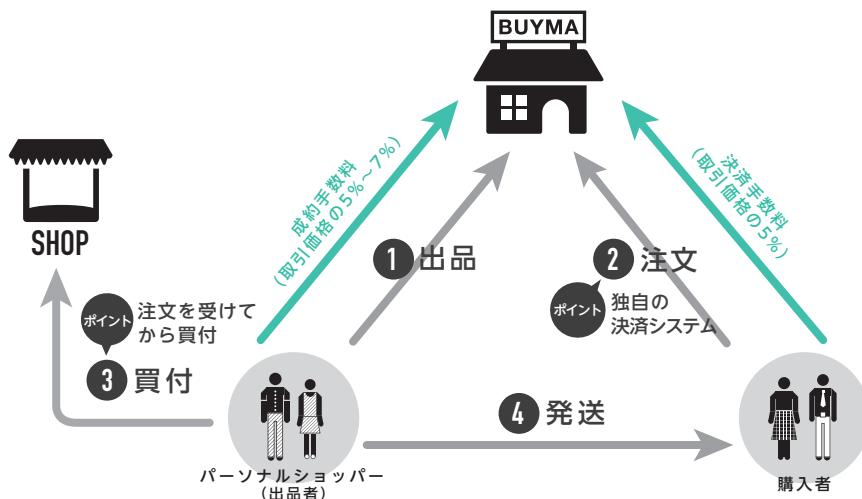
## 1. 会社の現況に関する事項

### 1. 主要な事業内容

# BUYMA

当社の事業の中核となる「BUYMA (バイマ)」は、パーソナルショッパー業務（出品した商品の買付）を個人に開放してソーシャル化したことで、従来のビジネス構造とは異なる新しい価値を提供するCtoC（一般消費者間で行われる取引）型のプラットフォームです。出品者となるパーソナルショッパーは、主に海外在住の日本人が登録しており、現地の最先端アイテム、日本で買うより安いアイテムなど、世界中の魅力的なアイテムを「BUYMA」に出品します。パーソナルショッパーは、出品したアイテムに注文が入ってから買い付けすることが可能であるため、在庫リスクを持たずに取引を行うことができます。

また一般のパーソナルショッパーに加え、取引実績等から当社が優良と認定したプレミアムパーソナルショッパー及び法人として豊富な出品数と独自のラインナップを構成する法人ショップがあり、購入者はそれぞれの多種多様な嗜好に合わせてアイテムを購入することができるようになっております。



## ビジネスモデルの特徴



### 旬で豊富な品揃え

パーソナルショッパーが在庫リスクを持たずに販売ができるため、世界164カ国から旬なアイテムが幅広くラインナップされます。また、パーソナルショッパー17万人以上の嗜好性が反映されるため、多様化する消費者の趣味を幅広くカバーすることができます。トレンドの変化もパーソナルショッパーによっていち早くキャッチアップでき、常に旬なアイテムを取り扱うことができます。その結果、現在、登録ブランド15,100以上、出品数560万品以上の幅広いラインナップを実現できており、堅調に拡大を続けてきております。



### 価格の適正性

店舗を持たず、中間業者を介さないため、現地に近い価格で提供可能となっております。また、パーソナルショッパー同士の競争原理が働くため適正な価格を実現できております。



### 在庫の効率化

今まで店舗で品切れ、サイズ切れ、入手困難なアイテムは諦める以外選択肢がありませんでした。「BUYMA」では、世界164カ国に点在するパーソナルショッパーが現地で調達することで、世界中に散在する在庫を仮想的に統合することができ、消費者の入手機会を大きく高めております。



### スケーラビリティ

世界中のパーソナルショッパーと連携して、日本のトレンドを反映させる品揃え戦略、パーソナルショッパーを獲得し教育するパーソナルショッパーリレーション、検索エンジンで上位表示させるスペシャリストを擁したSEO体制、芸能人や読者モデルと連携したソーシャルメディアマーケティング、雑誌・テレビへの徹底したPR体制など、ソーシャル、マーケティング、テクノロジーを駆使した低コストな運用により、取引規模を効率的に拡大させることを可能とし、高い収益性を実現しております。



### パーソナルショッパー

「BUYMA」では、世界164カ国に在住する17万人のファッション感度の高いパーソナルショッパーの中から自分の趣味嗜好に合うパーソナルショッパーを探ることができます。買付から配送まできめ細やかな対応でお買い物をサポートしてくれるパーソナルショッパーによって、日本にしながら世界中のトレンドをいち早くキャッチしつつ、自分だけのコーディネートを実現することができます。

## 2. 事業の経過及び成果

当社は、「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、インターネットを通じて、法人・個人の垣根を壊し、誰もが多様な専門性を生かすことで今まで存在しなかった新しい価値を創造する、“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA（バイマ）」を中心とした事業を展開しております。当事業年度（2020年2月1日～2021年1月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の全世界的感染拡大の影響による大幅な悪化が長期化する状況となりました。各国における外出制限等の感染拡大防止策により事態の収束が期待されたものの、変異株の発生により状況は再度深刻化し、極めて厳しい状況が続いております。日本経済においても、同影響による経済活動の低下を受け、企業収益においても急速な減少を余儀なくされている中、感染範囲の再拡大は進行し続けており、経済をさらに下振れさせる懸念はますます深まってきております。加えて、今後も中長期的に国内外の感染症の動向を注視する必要があるなど、世界規模で先行きの不透明さは増大し続けております。一方で、政府による緊急事態宣言発出に端を発した、各自治体による施設や店舗への営業時間短縮要請、外出自粛要請等、種々の感染症拡大防止策の発令が散発される中で、新しい生活様式の構築に向けた民間企業を中心とした新たな取り組みにより、社会経済活動のレベル引上げが進められてきました。その結果、人と人との接触機会を減らしつつ、商品を購入、サービスを楽しむことができるインターネットサービスを提供する事業会社が果たすべき社会的役割が大幅に増し、消費需要も急速に高まってきております。

このような環境の中、当社は基幹事業である“Specialty” Marketplace「BUYMA」において、BUYMAが提供するSpecialtyの強化に向けた取り組みを積極的に進めてまいりました。継続的な各機能向上施策に加え、ビッグデータ分析との連携によるマーケティング施策を展開し、一層安全かつ満足度の高い購入体験をBUYMAでお楽しみいただけるよう、サービスを拡充してきております。また、世界中の消費者にBUYMAサービスを提供できるよう、「英語版BUYMA」も各種施策を積極的に展開し、順調に高成長を継続してきております。

当事業年度におきましては、2020年5月より開始した民間の国際物流提携サービスを更に拡充し、利用促進施策を進めることで、取扱アイテムの安全かつスピーディな配送を強化しております。また、BUYMAの成長戦略として海外セレクトショップ等法人出品者との連携による品揃えの強化、効果的なMD施策、家具やワイン等のサブカテゴリ強化、Marketing Automationツールの運用効率・体制強化、AIによるLife Time Value予測モデルの導入等、データドリブンなマーケティング施策を更に進化させ、顧客のLTV（ライフタイムバリュー）向上に繋がる広告宣伝、各種セール施策との連動も積極的に進めております。加えて、YouTube公式チャンネルを開設したほか、InstagramやTwitter等のSNS運用も強化してまいりました。

以上の結果、会員数は8,585,119人（前期比17.6%増）、商品総取扱高は62,899百万円（前期比18.1%増）と順調に拡大し、当事業年度における当社の売上高は7,077,484千円（前期比16.1%増）、営業利益は3,033,218千円（前期比12.7%増）、経常利益は3,030,692千円（前期比13.0%増）、当期純利益は2,098,968千円（前期比12.8%増）となりました。

なお、当社の事業セグメントはソーシャルコマース事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

### 3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は27,128千円で、その主なものはサーバー増設、ソフトウェア等であります。

### 4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 5. 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

### 6. 対処すべき課題

環境変化が著しいインターネット関連業界において、当社が対処すべき主な課題は以下の7点と認識しております。

- ①“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA」の継続的成長
- ②知名度の向上
- ③サイトの安全性強化
- ④取扱商品の拡充
- ⑤競合他社への対応
- ⑥優秀な人材の採用
- ⑦経営管理体制の強化

- ①“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA」の継続的成長  
ファッションEC市場はEC化率の高まりに後押しされ、拡大を続けております。このような市場環境に身をおく当社は、市場における位置づけをより確立するべく、更なる事業拡大を図るとともに、ファッションを通じて皆様に常に新しい価値と楽しみを提案し続けることで、長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。これらの具現化に向けて、“Specialty” Marketplace「BUYMA」の成長が当社の安定的・継続的な発展に必要な不可欠と考えております。そのためには、サービスの知名度向上に加え、パーソナルショッパーによる安定的な商品供給体制、出品商品の信頼性確保及び更なるサイトのユーザビリティ向上が必須であると考えております。当社では、今後とも積極的な広告・広報活動を推進することにより「BUYMA」の認知度向上を目指していくと同時に、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等によるサイトの信頼性・安全性強化、また、組織的な企画・開発体制により、グローバル展開や独自の経済圏確立を含む迅速なサービス向上及び拡大への取り組みを最重要課題として、「BUYMA」の発展に取り組んでいく方針です。

②知名度の向上

当社は、当社が運営するサービスの飛躍的な成長にとって、“Specialty” Marketplace「BUYMA」の知名度の向上が必須であると考えております。また、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保するためには、「エニグモ」自体の知名度の向上も重要であると考えております。当社では今後、効率的且つ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

③サイトの安全性強化

インターネット上でのショッピングサイト・交流サイトの普及につれて、サイトの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社は、安心・安全な取引の場を提供する立場から、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等も含めてサイトの安全性強化を最重要課題として、継続的に取り組んでいく方針です。

④取扱商品の拡充

“Specialty” Marketplaceとしての魅力を向上させ、更に多くのユーザーの多種多様な潜在需要に対応すべく、更なる出品者の積極的獲得を行い、これらの出品者に対してトレンド情報の発信を展開・促進することで、媒体全体の取扱商品の拡充を図ってまいります。

⑤競合他社への対応

ファッション市場においては競合他社も取り組みを強化しており、今後競争が一層厳しくなっていくと予想されますが、多様化する世界中のファッションアイテムから旬な商品を限りなくラインナップできる当社独自の強みとサービスの利便性を強化し、既存サービスの更なる成長を進めるとともに、これらの基盤を活かした新たなサービスの展開にも積極的に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の採用

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、VALUEを体現する優秀で熱意のある人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しているため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。

⑦経営管理体制の強化

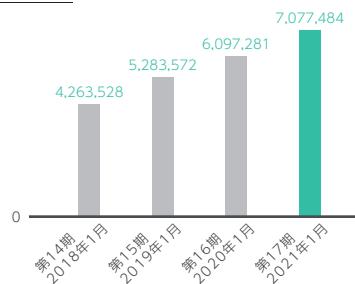
当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに且つ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の更なる強化、法令遵守の徹底に努めてまいります。

## 7. 財産及び損益の状況の推移

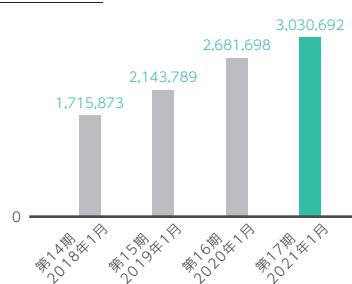
区 分	2018年1月期 第14期	2019年1月期 第15期	2020年1月期 第16期	2021年1月期 第17期 (当事業年度)
売上高 (千円)	4,263,528	5,283,572	6,097,281	7,077,484
営業利益 (千円)	1,709,907	2,143,820	2,692,574	3,033,218
経常利益 (千円)	1,715,873	2,143,789	2,681,698	3,030,692
当期純利益 (千円)	656,189	1,536,017	1,860,539	2,098,968
1株当たり当期純利益 (円)	15.76	36.89	44.68	50.41
総資産 (千円)	4,688,607	7,151,352	8,835,482	12,737,206
純資産 (千円)	3,974,798	5,511,474	7,371,913	9,220,577

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第14期(2018年1月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第15期より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

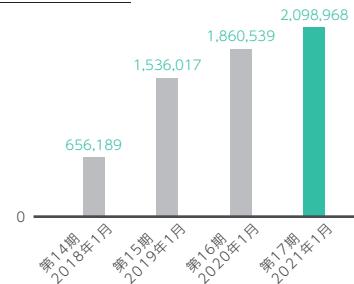
売上高 (千円)



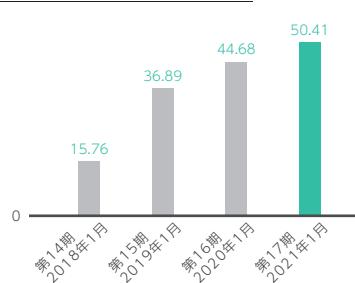
経常利益 (千円)



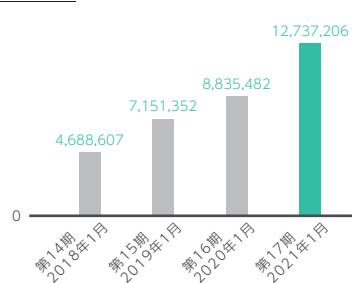
当期純利益 (千円)



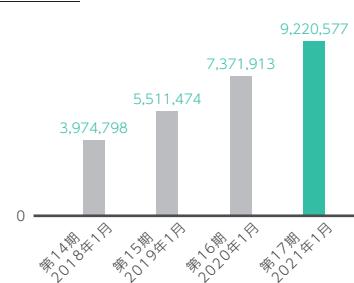
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (千円)



純資産 (千円)



## 8. 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

当事業年度において、当社の連結対象の子会社はありません。

## 9. 主要な事業所 (2021年1月31日現在)

本社：東京都港区

## 10. 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
113名	9名

(注) 従業員数にはアルバイトの年間平均雇用人員17名（1日8時間換算）を含めております。

## 11. 主要な借入先 (2021年1月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2021年1月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 119,600,000株
- 2. 発行済株式の総数 42,642,000株 (自己株式1,000,040株を含む。)
- 3. 株主数 7,065名
- 4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
ソニー株式会社	10,000,000 株	24.0 %
須田 将啓	5,160,000 株	12.4 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,493,400 株	10.8 %
安藤 英男	3,450,000 株	8.3 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,118,900 株	5.1 %
GOVERNMENT OF NORWAY	615,900 株	1.5 %
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行デットファイナンス営業部)	611,800 株	1.5 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	544,628 株	1.3 %
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	508,000 株	1.2 %
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店セキュリティーズ業務部)	466,700 株	1.1 %

(注) 1. 当社は自己株式を1,000,040株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 5. 所有者別株式分布状況



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2021年1月31日現在)

第10回新株予約権		
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く）	2名
新株予約権の数		2,844個
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		284,400株
新株予約権の払込金額		要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	92,700円 927円)
新株予約権の行使期間		自 2022年4月25日 至 2030年4月24日

新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）および営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（エ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
- （ア）売上高が70億円、且つ、営業利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合 15%
  - （イ）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合  
行使可能割合 40%
  - （ウ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合  
行使可能割合 70%

## 第10回新株予約権

(工) 売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合

行使可能割合 100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

### 新株予約権の主な行使条件

- ② 新株予約権者は、割当日以降に当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
- ⑥ その他の条件は2020年4月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第11回新株予約権		
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の数		1,422個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		142,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり	234円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	96,100円 961円)
新株予約権の行使期間	自 2022年4月25日 至 2030年4月24日	

新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）および営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（ウ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
- （ア）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合  
行使可能割合 40%
  - （イ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合  
行使可能割合 70%
  - （ウ）売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合  
行使可能割合 100%

## 第11回新株予約権

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

### 新株予約権の主な行使条件

- ② 上記①の業績条件を達成し、権利行使可能となったにも関わらず、本新株予約権の行使期間の間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は行使可能となった全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- ③ 新株予約権者は、割当日以降に当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
- ⑦ その他の条件は2020年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第10回新株予約権	
交付人数	当社使用人 16名
新株予約権の数	2,906個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	290,600株
新株予約権の払込金額	要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 92,700円 (1株当たり 927円)
新株予約権の行使期間	自 2022年4月25日 至 2030年4月24日

新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）および営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（エ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
- （ア）売上高が70億円、且つ、営業利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合 15%
  - （イ）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合  
行使可能割合 40%
  - （ウ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合  
行使可能割合 70%
  - （エ）売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合  
行使可能割合 100%

## 第10回新株予約権

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

### 新株予約権の主な行使条件

- ② 新株予約権者は、割当日以降に当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
- ⑥ その他の条件は2020年4月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

(2021年1月31日現在)

## 1. 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 (最高経営責任者)	須田 将 啓	
取締役 (最高執行責任者)	安藤 英 男	
取締役 (コーポレートオペレーション本部長)	金田 洋 一	
取締役	小田島 伸 至	ソニー株式会社 Startup Acceleration部門 副部門長 兼Ideation & Incubation部 統括部長 兼Open Innovation & Collaboration部 統括部長 兼Business Acceleration部 統括部長 エアロセンス株式会社 取締役
取締役	谷村 格	エムスリー株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	雨宮 哲 二	
監査役	西本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 公益財団法人日本サッカー協会 監事 株式会社ブロードリーフ 社外監査役 株式会社島津製作所 社外監査役
監査役	江戸川 泰路	江戸川公認会計士事務所 代表パートナー 株式会社産業革新投資機構 監査役

- (注) 1. 取締役小田島伸至氏及び取締役谷村格氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役雨宮哲二氏、西本強氏及び江戸川泰路氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役雨宮哲二氏及び江戸川泰路氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役雨宮哲二氏は、アパレル系商社にて管理本部長、執行役員を歴任し決算手続並びに財務諸表作成等に従事しておりました。  
 ・監査役江戸川泰路氏は公認会計士の資格を有しております。  
 4. 取締役小田島伸至氏、取締役谷村格氏及び監査役雨宮哲二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 5. 2020年4月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、石本忠次氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度としております。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等

取締役	3名	192,061千円
監査役	4名（うち社外監査役 4名）	12,600千円

- (注) 1. 上表には、2020年4月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 各取締役の報酬額は、2019年4月25日開催の第15回定時株主総会で決定された報酬枠（報酬限度額600百万円）の範囲内で、一定の基準に基づき業績加減等を行って算定しております。また、2020年4月24日開催の第16回定時株主総会において、上記報酬枠内にて、各取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額300百万円以内と決議いただいております。
- 各監査役の報酬額は、2019年4月25日開催の第15回定時株主総会で決定された報酬枠（報酬限度額100百万円）の範囲内で、監査役の協議で決定した基準に従って算定しております。
3. 社外取締役については無報酬であります。
4. 取締役の報酬等の額には、ストックオプションとしての報酬の額19百万円が含まれております。

## 4. 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の業務執行者の兼職状況

- ・取締役小田島伸至氏は、ソニー株式会社のStartup Acceleration部門 副部門長、Ideation & Incubation部 統括部長、Open Innovation & Collaboration部 統括部長及びBusiness Acceleration部 統括部長であります。なお、ソニー株式会社は当社の株主であります。当社とソニー株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・取締役谷村格氏は、エムスリー株式会社の代表取締役社長であります。当社とエムスリー株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役西本強氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と日比谷パーク法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役江戸川泰路氏は、江戸川公認会計士事務所の代表パートナーであります。当社と江戸川公認会計士事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。

### ②他の法人等の社外役員等の兼職状況

- ・監査役西本強氏は、公益財団法人日本サッカー協会の監事及び株式会社ブロードリーフの社外監査役並びに株式会社島津製作所の社外監査役であります。当社と公益財団法人日本サッカー協会及び株式会社ブロードリーフ並びに株式会社島津製作所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役江戸川泰路氏は、株式会社産業革新投資機構の監査役であります。当社と株式会社産業革新投資機構との間には、重要な取引その他の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小田島 伸 至	当事業年度に開催された取締役会14回の内13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	谷 村 格	当事業年度に開催された取締役会14回の内13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	雨 宮 哲 二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、主に会計的・経営的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	西 本 強	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、弁護士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	江戸川 泰路	2020年4月24日就任以降に開催された取締役会11回の全てに、また監査役会10回の全てに出席し、公認会計士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らし、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分  
該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 当社のすべての取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「ミッション」「ビジョン」「バリュー」に基づいた適正且つ健全な企業活動を行う。
  - b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - c コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - d 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートオペレーション本部を窓口として定め、適切に対応する。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「決裁規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - b 当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 当社の取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - b リスク情報等については、各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレートオペレーション本部が行うものとする。

- c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速且つ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 当社は取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
  - b 当社の取締役の職務執行を決定するために、取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念(ミッション)、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - c 当社の各部門においては、「職務権限規程」及び「組織・業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 

監査役は、コーポレートオペレーション本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に説明を求めることができることとする。
  - b 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑦ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 

当社は、監査役へ報告した当社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護することとする。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- b 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b コーポレートオペレーション本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (2) 体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム構築に係る基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

取締役会は5名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

当事業年度において取締役会は14回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議に当たっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において、部長以上で構成される経営会議を12回開催し、経営方針や人事・事業戦略などについて報告・協議を行っております。

②監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。

監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等をはじめとする重要な会議への出席、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。当事業年度において監査役会は13回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

③リスク管理に関する取り組みの状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク管理規程を定め、対応策を平常時から検討する等のリスク管理に努めております。リスク管理委員会を四半期毎に開催し、部門別のリスク管理・対応策を確認し、全社に向けた注意喚起を実施しております。

~~~~~

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、対前期増減率その他の比率は特段の注記がない限り、小数第2位以下を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目             | 第 17 期<br>2021年1月31日現在 | (ご参考) 第16期<br>2020年1月31日現在 | 科 目              | 第 17 期<br>2021年1月31日現在 | (ご参考) 第16期<br>2020年1月31日現在 |
|-----------------|------------------------|----------------------------|------------------|------------------------|----------------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                        |                            | <b>負 債 の 部</b>   |                        |                            |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,339,150</b>      | <b>8,647,879</b>           | <b>流動負債</b>      | <b>3,509,476</b>       | <b>1,447,815</b>           |
| 現金及び預金          | 11,807,725             | 8,186,097                  | 未払金              | 362,214                | 188,562                    |
| 売掛金             | 331,943                | 292,670                    | 未払費用             | 8,094                  | 1,383                      |
| 商品              | 5,071                  | —                          | 未払法人税等           | 666,181                | 415,164                    |
| 貯蔵品             | 5,061                  | —                          | 未払消費税等           | 149,736                | 90,312                     |
| 前渡金             | 61,089                 | 129,714                    | 預り金              | 2,273,483              | 712,680                    |
| 前払費用            | 42,347                 | 31,127                     | 資産除去債務           | 13,800                 | —                          |
| 未収入金            | 84,629                 | 7,516                      | ポイント引当金          | 33,300                 | 29,194                     |
| その他             | 1,281                  | 753                        | その他              | 2,665                  | 10,518                     |
| <b>固定資産</b>     | <b>398,056</b>         | <b>187,603</b>             | <b>固定負債</b>      | <b>7,152</b>           | <b>15,753</b>              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>68,746</b>          | <b>61,899</b>              | 資産除去債務           | 7,152                  | 15,753                     |
| 建物              | 43,382                 | 45,663                     | <b>負債合計</b>      | <b>3,516,629</b>       | <b>1,463,569</b>           |
| 工具器具備品          | 25,363                 | 16,236                     | <b>純 資 産 の 部</b> |                        |                            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,671</b>          | <b>11,730</b>              | <b>株主資本</b>      | <b>9,179,664</b>       | <b>7,372,189</b>           |
| ソフトウェア          | 10,652                 | 11,711                     | <b>資本金</b>       | <b>381,903</b>         | <b>381,903</b>             |
| その他             | 18                     | 18                         | <b>資本剰余金</b>     | <b>391,474</b>         | <b>391,474</b>             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>318,638</b>         | <b>113,972</b>             | 資本準備金            | 321,103                | 321,103                    |
| 投資有価証券          | 193,341                | 575                        | その他資本剰余金         | 70,371                 | 70,371                     |
| 関係会社株式          | 104                    | 104                        | <b>利益剰余金</b>     | <b>8,821,715</b>       | <b>7,014,241</b>           |
| 敷金及び保証金         | 63,820                 | 63,826                     | その他利益剰余金         | 8,821,715              | 7,014,241                  |
| 長期前払費用          | 5,351                  | 12,487                     | 繰越利益剰余金          | 8,821,715              | 7,014,241                  |
| 繰延税金資産          | 56,020                 | 36,980                     | <b>自己株式</b>      | <b>△415,429</b>        | <b>△415,429</b>            |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,737,206</b>      | <b>8,835,482</b>           | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>394</b>             | <b>△276</b>                |
|                 |                        |                            | その他有価証券評価差額金     | △160                   | —                          |
|                 |                        |                            | 繰延ヘッジ損益          | 554                    | △276                       |
|                 |                        |                            | <b>新株予約権</b>     | <b>40,519</b>          | <b>—</b>                   |
|                 |                        |                            | <b>純資産合計</b>     | <b>9,220,577</b>       | <b>7,371,913</b>           |
|                 |                        |                            | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>12,737,206</b>      | <b>8,835,482</b>           |

# 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目          | 第17期                           | (ご参考) 第16期                     |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|
|              | 自 2020年 2月 1日<br>至 2021年 1月31日 | 自 2019年 2月 1日<br>至 2020年 1月31日 |
| 売上高          | 7,077,484                      | 6,097,281                      |
| 売上原価         | 1,327,328                      | 1,106,723                      |
| 売上総利益        | 5,750,156                      | 4,990,557                      |
| 販売費及び一般管理費   | 2,716,938                      | 2,297,983                      |
| 営業利益         | 3,033,218                      | 2,692,574                      |
| 営業外収益        | 2,113                          | 10,915                         |
| 受取利息         | 107                            | 159                            |
| 未払成約代金受入益    | 1,753                          | 10,623                         |
| その他          | 251                            | 132                            |
| 営業外費用        | 4,638                          | 21,790                         |
| 為替差損         | 1,837                          | 2,022                          |
| 株式交付費        | 180                            | —                              |
| 投資有価証券評価損    | —                              | 3,008                          |
| 投資事業組合運用損    | 2,617                          | —                              |
| 株式公開費用       | —                              | 16,497                         |
| 雑損失          | 4                              | 261                            |
| 経常利益         | 3,030,692                      | 2,681,698                      |
| 特別利益         | 3,400                          | 4,498                          |
| 貸倒引当金戻入額     | —                              | 4,046                          |
| 固定資産売却益      | 15                             | 154                            |
| 新株予約権戻入益     | —                              | 297                            |
| 投資有価証券売却益    | 3,385                          | —                              |
| 特別損失         | 81                             | 865                            |
| 固定資産売却損      | 81                             | 95                             |
| 固定資産除却損      | —                              | 770                            |
| 税引前当期純利益     | 3,034,011                      | 2,685,332                      |
| 法人税、住民税及び事業税 | 954,379                        | 742,620                        |
| 法人税等調整額      | △19,336                        | 82,173                         |
| 当期純利益        | 2,098,968                      | 1,860,539                      |

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |          |         |                     |          |           |
|-----------------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金               | 自己株式     | 株主資本計     |
|                             |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |          |           |
| 2020年2月1日残高                 | 381,903 | 321,103 | 70,371   | 391,474 | 7,014,241           | △415,429 | 7,372,189 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |          |         |                     |          |           |
| 当期純利益                       |         |         |          |         | 2,098,968           |          | 2,098,968 |
| 剰余金の配当                      |         |         |          |         | △291,493            |          | △291,493  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |                     |          | -         |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -       | -        | -       | 1,807,474           | -        | 1,807,474 |
| 2021年1月31日残高                | 381,903 | 321,103 | 70,371   | 391,474 | 8,821,715           | △415,429 | 9,179,664 |

|                             | 評価・換算差額等             |                 |                    | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|----------------------|-----------------|--------------------|--------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |        |           |
| 2020年2月1日残高                 | -                    | △276            | △276               | -      | 7,371,913 |
| 事業年度中の変動額                   |                      |                 |                    |        |           |
| 当期純利益                       |                      |                 |                    |        | 2,098,968 |
| 剰余金の配当                      |                      |                 |                    |        | △291,493  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △160                 | 831             | 670                | 40,519 | 41,190    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △160                 | 831             | 670                | 40,519 | 1,848,664 |
| 2021年1月31日残高                | △160                 | 554             | 394                | 40,519 | 9,220,577 |

## 個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～50年

工具器具備品 3年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

ポイント引当金

BUYMAサービスの会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

c ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

d ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 90,167千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 7,135千円 |
| 長期金銭債権 | 5,351千円 |
| 短期金銭債務 | 4,865千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（支出分） 43,954千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 42,642          | —              | —              | 42,642         |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,000,040株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 2020年4月24日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 291,493            | 7                   | 2020年1月31日 | 2020年4月27日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 2021年4月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 416,419            | 10                  | 2021年1月31日 | 2021年4月30日 |

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権につきましては、権利行使期間の初日が到来していないので、記載を省略しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「2. (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「②重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

### a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権についてコーポレートオペレーション本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、投資有価証券については、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

### c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づきコーポレートオペレーション本部が資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 貸借対照表計上額     | 時価           | 差額 |
|-------------|--------------|--------------|----|
| 現金及び預金      | 11,807,725千円 | 11,807,725千円 | －  |
| 資産計         | 11,807,725千円 | 11,807,725千円 | －  |
| 未払法人税等      | 666,181千円    | 666,181千円    | －  |
| 未払消費税等      | 149,736千円    | 149,736千円    | －  |
| 預り金         | 2,273,483千円  | 2,273,483千円  | －  |
| 負債計         | 3,089,400千円  | 3,089,400千円  | －  |
| デリバティブ取引(※) | 799千円        | 799千円        | －  |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払法人税等・未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

預り金

要求払いの残高については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。またその他短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

| ヘッジ会計の方法     | デリバティブ取引の種類等     | ヘッジ対象   | 契約額等(千円)       |   | 時価(千円) |
|--------------|------------------|---------|----------------|---|--------|
|              |                  |         | 契約額等のうち1年超(千円) |   |        |
| 為替予約等の振当処理方法 | 為替予約取引<br>買建 米ドル | 外貨建予定取引 | 218,319        | — | 799    |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分           | 貸借対照表計上額  |
|--------------|-----------|
| 非上場株式        | 121,189千円 |
| 投資事業有限責任組合出資 | 72,152千円  |

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内         | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|--------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 11,807,725千円 | —           | —            | —    |
| 合計     | 11,807,725千円 | —           | —            | —    |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| (繰延税金資産)     |          |
| ポイント引当金      | 10,198千円 |
| 一括償却資産償却超過額  | 1,621千円  |
| 資産除去債務       | 2,224千円  |
| ソフトウェア       | 2,098千円  |
| 投資有価証券       | 921千円    |
| その他有価証券評価差額金 | 70千円     |
| 未払事業所税       | 803千円    |
| 未払給与         | 1,439千円  |
| 未払事業税        | 36,887千円 |
| 繰延税金資産合計     | 56,265千円 |
| (繰延税金負債)     |          |
| 繰延ヘッジ損益      | △244千円   |
| 繰延税金負債合計     | △244千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 56,020千円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 220円45銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 50円41銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

①当該資産除去債務の概要

事務所移転の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を移転時から50年と見積もり、割引率は1.066%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の増減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 15,753千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | －千円      |
| 時の経過による調整額      | 167千円    |
| 見積りの変更による増加額    | 5,030千円  |
| 期末残高            | 20,952千円 |

(注) 固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことによる見積変更に伴う増加額を当事業年度に5,030千円を資産除去債務に加算しております。

(2) 追加情報

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来のキャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性、投資有価証券の評価等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視してまいります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月16日

株式会社 エニグモ  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 工藤 雄一 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浜田 陽介 | Ⓔ |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エニグモの2020年2月1日から2021年1月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項はなく、その整備運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年3月19日

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 株式会社エニグモ | 監査役会  |   |
| 常勤社外監査役  | 雨宮哲二  | ㊟ |
| 社外監査役    | 西本強   | ㊟ |
| 社外監査役    | 江戸川泰路 | ㊟ |

以上

## 第1号議案 剰余金処分の件

第17期の期末配当につきましては、当期の業績、来期以降の事業および投資計画ならびに内部留保とのバランスを総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は416,419,600円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年4月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由  
法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるべく、監査役の選任に関する定款規定を一部変更いたします。
2. 定款変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                   | 変 更 案                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (選任方法)<br>第30条 (条文省略)<br>② (条文省略)<br>(新設) | (選任方法)<br>第30条 (現行どおり)<br>② (現行どおり)<br>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> |
| (新設)                                      | ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>                       |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

| 氏名（生年月日）                                 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------|
| おお くに あき のり<br>大 谷 彰 徳<br>(1976年11月19日生) | 2002年 4 月 株式会社博報堂入社                                  | 40,000株            |
|                                          | 2012年 4 月 同社アカウントディレクター                              |                    |
|                                          | 2015年 7 月 当社入社<br>コーポレートオペレーション本部<br>人事総務グループ 部長（現任） |                    |

- (注) 1. 大谷彰徳氏は補欠の監査役候補者であります。
2. 大谷彰徳氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社入社以来コーポレートオペレーション本部にて人事・総務部門の担当部長として、当社の人材戦略において高い実績を有し、当社事業並びに業務執行等に広く精通していることから、当社の経営全般に対する監査等において適切な役割を果たすことが期待されるためであります。
3. 当社は、大谷彰徳氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として締結する予定であります。
4. 大谷彰徳氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

以上

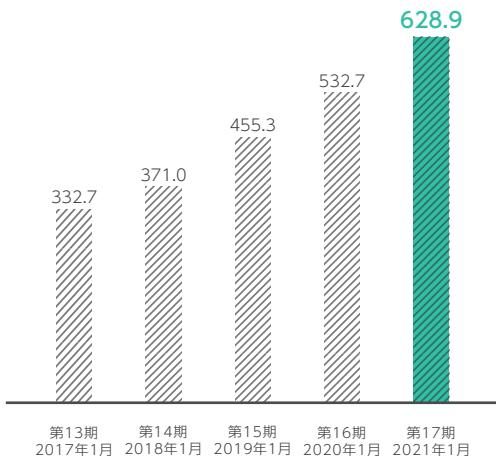
## Ⅰ ご参考

# BUYMA事業の概況

※2016年1月期より英語版を含む、2017年第2四半期から2018年1月期第3四半期まで韓国版を含む

## 総取扱高(注)の推移 (通期)

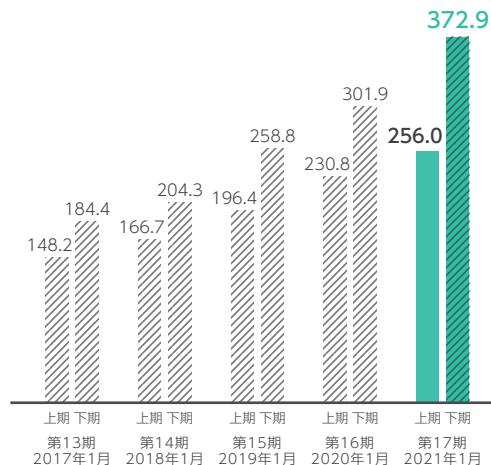
(単位：億円)



(注) 総取扱高：成約した取引における商品代金と決済手数料等を含む決済額

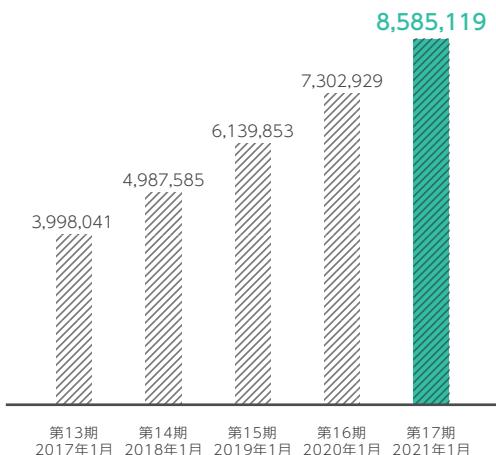
## 総取扱高(注)の推移 (半期)

(単位：億円)



## 会員数の推移

(単位：人)

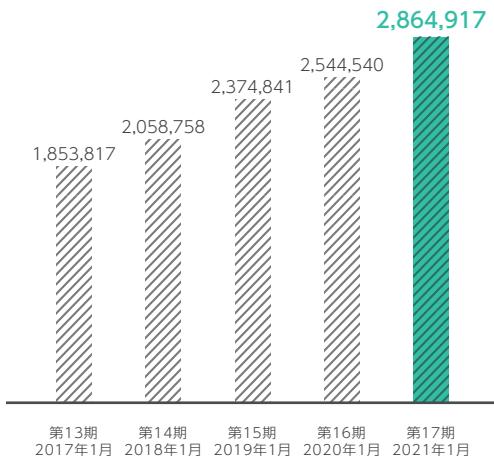


第1四半期ではコロナ禍の影響を受けるも、配送周りの提携を進めるなど迅速に対応策を講じることで難局を乗り越え、第2四半期以降は高成長は継続し、Marketing Automationツールの運用効率・体制強化、AIによるLife Time Value予測モデル導入など、データドリブンなMarketingがさらに進化したことで、総取扱高は、前期比118%の628億円と過去最高の結果となりました。

また、4期連続で新規登録会員数が100万人を超えたことにより、会員数は前期比118%の858万人に達しました。

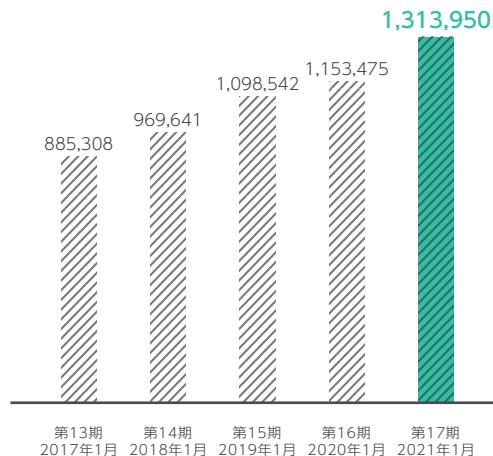
## 取扱件数の推移

(単位：件)



## アクティブ会員数(注)の推移

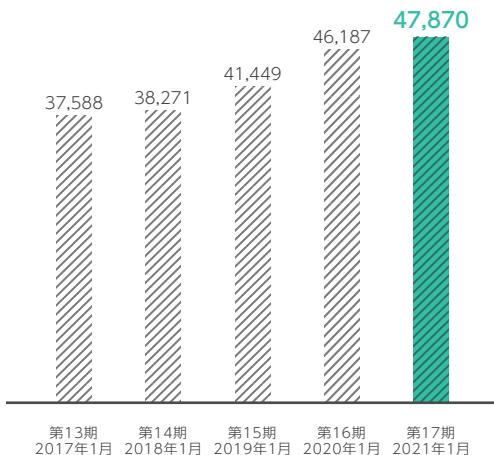
(単位：人)



(注) アクティブ会員数：過去一年間に購入履歴がある会員数

## ARPUの推移 (年間取扱高 ÷ アクティブ会員数)

(単位：円)



検索機能やレコメンド機能の強化を継続的に進める一方で、InstagramやTwitter等のSNS運用を本格化、YouTube公式チャンネルを開設する等、購入者が求めるアイテムとのマッチ度を高めつつ利便性を向上させるとともに、出品者側に対しては、ECプラットフォームであるネクストエンジンとの連携等、ショップ/大型個人出品者の業務効率化に繋がる施策を実施し、より魅力的な品揃えを実現致しました。

その結果、取扱件数は前期比113%の286万件、アクティブ会員数は前期比114%の131万人と過去最高となりました。

その結果、一年間(過去12ヶ月間)における一人当たりの平均購入金額であるARPUは、前期比104%の47,870円となりました。

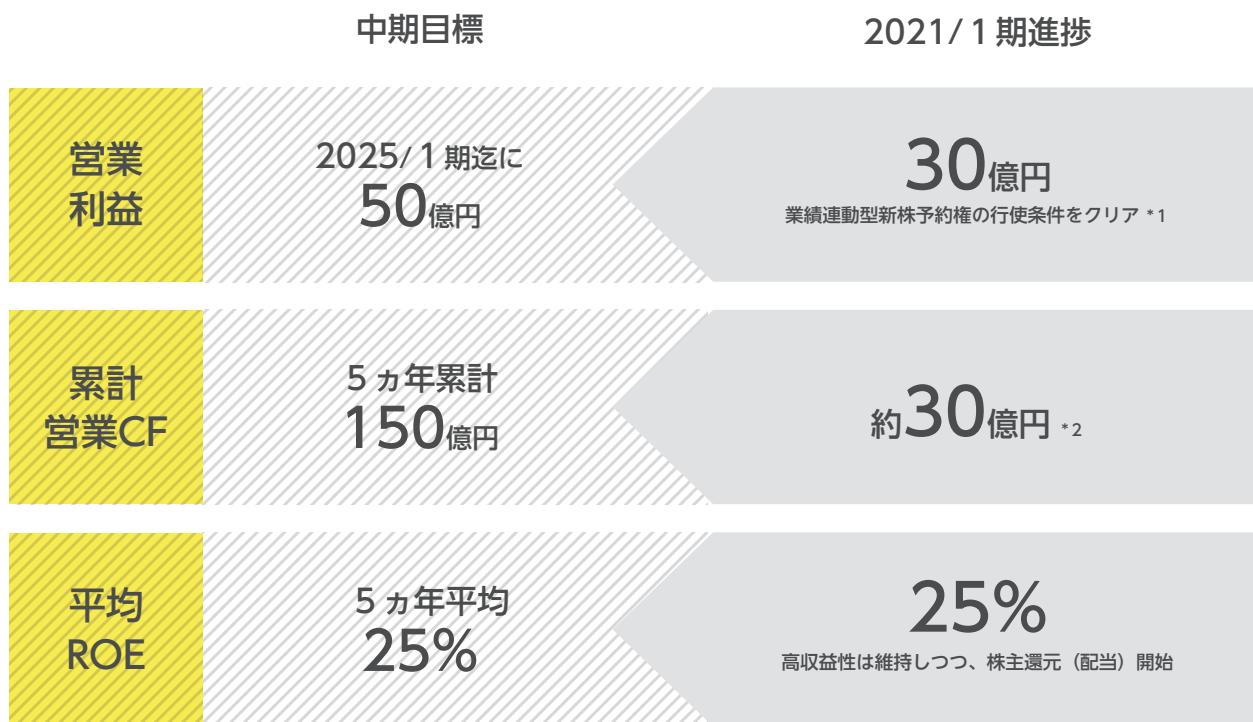
## 中期目標

Valueの再定義を実施し、MVVを明確化  
全社員からのコミットメントを引き出し、  
中長期目標の達成に向けて一貫した組織運営を行う



## 中期目標（Challenge2025）の達成状況

中期目標の達成に向け、順調な滑り出し



\*1：売上高、営業利益の達成状況に応じて行使割合を15%、40%、70%、100%に設定

\*2：実際の営業CFは41億円。2021/1/31が銀行休業日であるため、支払タイミングのずれが発生（約11億円）している分を考慮したもの

## ESG・SDGs

社会と共存できるビジネスモデルはESG投資の観点からも時代にマッチ

### Environment

1. BUYMAでは、“買い手”を待っているファッションアイテムが国境を跨いで流通。BUYMAはアパレル業界の需要と供給を世界中でマッチさせることにより、**在庫廃棄の問題を解決**
2. 2020年3月からはリモートワークを基本とする働き方に転換し、従前以上に**ペーパーレス化やエネルギー効率化を促進**。オフィススペースも半減し、一層の環境負荷を軽減

### Social

1. BUYMAでは世界164カ国に存在する17万人のパーソナルショッパーが活躍。**世界中で雇用を生み出し、人々に働き甲斐を提供することで社会貢献**を実現しております。
2. 社員の**女性比率は約半数**であり、**ダイバーシティ**を推進。女性だけでなく、男性の育児休暇取得も行われており、長く働きやすい職場環境を実現

### Governance

1. 取締役5名のうち2名は社外取締役、監査役3名は全て社外監査役、と**独立性の高い役員構成**
2. 内部統制システム構築の基本方針に基づき、社内体制を整備。法令遵守の重要性を掲げるとともに、内部監査、内部通報制度、リスクマネジメント委員会等**内部統制機能の充実化に注力**

# BUYMAの成長による持続可能な社会の実現



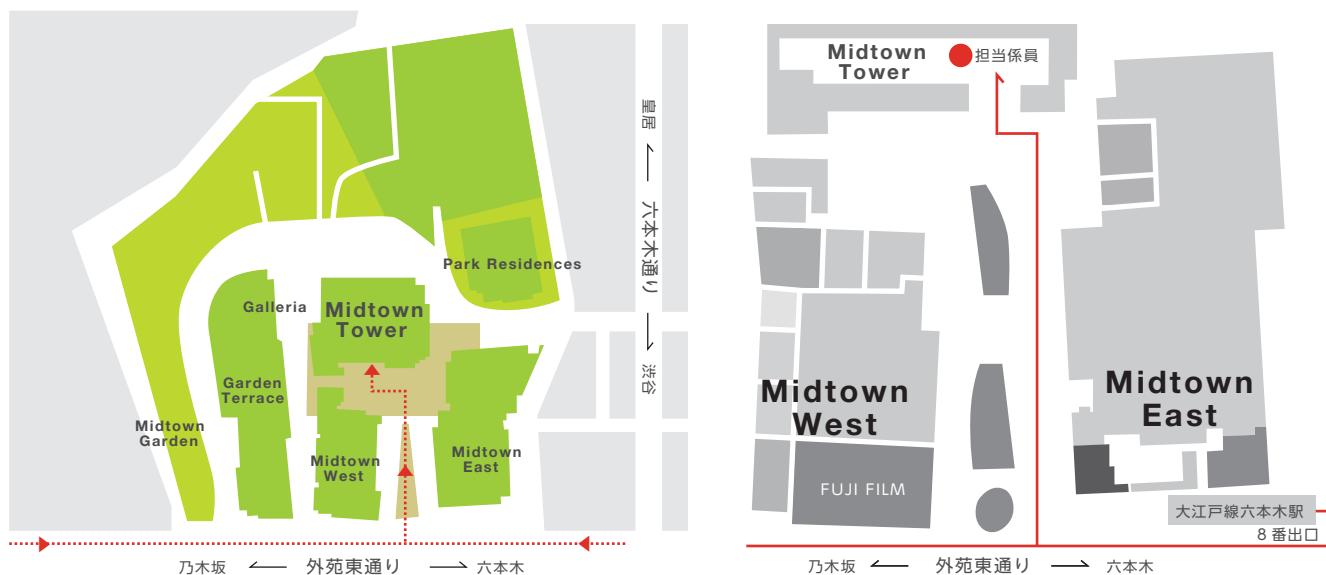




## 株主総会会場ご案内図

### Tokyo Midtown

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ミッドタウンタワー4階  
東京ミッドタウン・カンファレンス  
Room 1 & 2 & 3



### 交通のご案内

- 都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- 東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」1番出口より徒歩約10分
- \* 日比谷線「六本木駅」より車椅子にてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください。
- \* 駐車場のご用意はありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。